令和6年2月1日現在

- 1 全国統一システムへの移行全般について
- Q1 G-MIS、医療情報ネットとは何か?どのような違いがあるのか?
- A1 「G-MIS」も「医療情報ネット」も厚生労働省が運営する全国統一のシステムのこと を指しています。

「G-MIS」は医療機関等が報告を行うためのシステム、「医療情報ネット」は住民や 患者の方が医療機関の検索を行うためのシステムです。

「G-MIS」で報告いただいた医療機能情報を「医療情報ネット」にデータ連携することで、住民や患者の方が情報を検索できるようになります。

- Q2 全国統一システムへ移行したら、山形県医療機関情報ネットワークは使えなくなる のか?
- A2 山形県医療機関情報ネットワークは令和6年3月末まで利用いただけますが、令和 6年4月以降は医療機能情報の報告・検索はできなくなります。 そのため、令和5年度の定期報告は必ず G-MIS にて行っていただくようお願いいた します。
- Q3 インターネット環境がない、又は、メールアドレスを保有していない場合はどうし たらよいか?
- A3 インターネット環境がない、又は、メールアドレスを保有していないなど、G-MIS での報告が困難な場合は、管轄する保健所まで御相談ください。
- Q4 定期報告を行わなかった場合、医療情報ネットには過去の報告内容が掲載されるの か?
- A4 定期報告または新規報告が行われていない場合、医療情報ネット上に情報が掲載さ れません。必ず報告を行ってください。
- Q5 企業内診療所・施設内診療所などで一般向けの外来を行っていないが、報告する必要があるか?
- A5 医療法第6条の3の規定に基づき、医療機能情報の報告はすべての医療機関に行っていただく必要があります。(刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所を除く)

なお、報告時に「外来区分」の項目は「9:その他一般外来を行わない」を選択いた だいた場合、医療情報ネット(住民・患者向けサイト)で検索結果として表示されるこ とはありません。 2 G-MIS ユーザ登録申請について

厚生労働省のホームページ(以下 URL 参照)に掲載されているQ&Aも御参考ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- Q6 既に G-MIS のアカウントを保有している機関も G-MIS ユーザ登録申請が必要なのか?
- A 6 現在発行されている G-MIS アカウントの登録内容と、医療機能情報提供制度のユー ザ登録申請内容を紐づけするため、その前処理として必要です。

既に G-MIS のアカウントが発行されている場合、新規アカウントは発行されず、既 に発行済みのアカウントが使える旨のメールが、G-MIS 事務局から医療機関に送信さ れます。

(「医療機能・薬局機能情報提供制度 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver 2.00」 P 3 3 参照)

- Q7 機関コード(9桁)は何を入力すればよいか?
- A 7 機関コードは山形県医療機関情報ネットワークシステムのアカウント(数字9桁) と同じコードを半角で御入力願います。

不明な場合は空白でも結構です。

(「医療機能・薬局機能情報提供制度 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver 2.00」 P16参照)

Q8 保険機関コード(10桁)は何を入力すればよいか?

- A8 「都道府県番号」2桁、「点数表番号」1桁、「医療機関番号」7桁を先頭から順に 並べた10桁(レセプトに記載するコード)を半角で御入力願います。
 - (「医療機能・薬局機能情報提供制度 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver 2.00」 P16参照)

「都道府県番号」…山形県は「06」

「点数表番号」 … 医科は「1」、歯科は「3」

「医療機関番号」…東北厚生局で発行し、各医療機関に通知される番号※

※東北厚生局のホームページ(以下URL参照)でも確認可能です。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html

Q9 認証コードの有効時間について

A9 登録申請に係る認証コードについて、システムの仕様上、認証コード通知メールを 受信してから60分以内に「申請完了」ステータスまで操作を進めていただく必要があ りますので、御留意願います。 (「医療機能・薬局機能情報提供制度 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver 2.00」 P13参照)

3 G-MIS の操作方法について

Q10 ログイン時に入力する「ユーザ名」とは何のことか?

A10 G-MIS 事務局からのアカウント発行通知メールに記載されている「ユーザ ID」の ことです。

ID がわからない場合は、以下の県ホームページ内のお問い合わせフォームから医 療機関名、住所、電話番号、メールアドレスを入力して送信してください。 送信いただいたアドレスあてに ID を御連絡します。

【県ホームページ URL】

https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/iji/iryoujouhou/helpdesk.html

- Q11 ログインパスワードが分からない。
- A11 ユーザ名 (ID) が分かる場合は、ログイン画面の「パスワードをお忘れですか?」 をクリックし、パスワードの再設定手続きを行ってください。

ID がわからない場合は、以下の県ホームページ内のお問い合わせフォームから医療機関名、住所、電話番号、メールアドレスを入力して送信してください。

送信いただいたアドレスあてに ID を御連絡しますので、ログイン画面の「パス ワ ードをお忘れですか?」をクリックし、パスワードの再設定手続きを行ってください。

【県ホームページ URL】

https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/iji/iryoujouhou/helpdesk.html

Q12 G-MIS に登録しているメールアドレスを変更したい。

A12 G-MIS ログイン後、オレンジ色の「ユーザ基礎情報登録」ボタンをクリックし、 登録されているメールアドレスの変更を行ってください。

Q13 G-MIS ログイン後、接続先選択 (Med-Login) 画面で「G-MIS」を選択しても画面 が切り替わらない。

A13 ブラウザのポップアップブロックが原因となっている可能性があります。 以下を参考に、ポップアップブロックを解除してください。 また、ポップアップブロックの解除後も「ホーム画面」が表示されない場合は、 ブラウザのバージョンが古い可能性があります。 利用されているブラウザを最新バージョンに更新いただくか、別のブラウザを御利 用ください。

【ポップアップブロック解除方法】

※ブラウザによってポップアップブロックの解除方法が異なるため、

使用されているブラウザを確認の上、お試しください。

<Microsoft Edge の場合>

画面右上の【…】から【設定】を選び、「プライバシーとセキュリティー」で 「ポップアップをブロックする」のチェックを外します。

<Internet Explorer 10 の場合>

歯車ボタンから「インターネットオプション」を選び、「プライバシー」タブで 「ポップアップブロックを有効にする」のチェックを外します。

<Internet Explorer 8 または 9 の場合>

「ツール」から「ポップアップブロックを無効にする」をクリックします。

<Google Chrome の場合>

メニューアイコンから「設定」を選び、「コンテンツの設定」で「ポップアップの ブロック」のスイッチをオン・オフに切り替えます。

<Mac OS、Safari の場合>

「環境設定」の「Web サイト」ボタンをクリックし、「ポップアップウィンドウ」 を選び、「以下の Web サイトでのみポップアップウインドウを許可」 セクションで 「現在開いている Web サイト」からポップアップを許可したいサイトをクリックし ます。

- Q14 G-MIS にログインしたいが、「このサイトにアクセスできません」というメッセー ジが表示される。
- A14 以下のケースが想定されます。それぞれの対処方法をお試しください。
 - ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
 - →ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。
 - ② サイトにフィルターがかかっている
 →情報システム管理者に G-MIS のサイト(<u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/</u>)

 をアクセス可能としていただくようお願いしてください。
 - ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある →しばらく待ってから再アクセスしてください。
- Q15 G-MIS の定期報告ボタンがクリックできない。
- A15 新規開設された医療機関については、G-MIS 上に報告データがないため、初回の 報告は必ず「新規報告」となります。

新規報告ボタンを押下し、各項目を入力いただくようお願いいたします。

Q16 基本情報登録画面にて「郵便番号と所在地が不整合です」と表示される。

A16 「1.(1) 基本情報」の入力項目の「所在地」に都道府県名(山形県)が入力され

- ていない場合、「郵便番号と所在地が不整合です。」というエラー表示がされます。 都道府県名の入力をお願いします。
- なお、郵便番号を正しく入力した上で、「住所検索」ボタンをクリックし、住所を 反映させてから入力する方法をとると、エラーなく登録することができます。

Q17 1つの診療科目に対して、複数の診療時間を登録したい。

A17 1つの診療科目につき、時間帯1(午前)・時間帯2(午後)・時間帯3(夜間)の 3つまで診療時間を登録することができます。 医療情報ネットでの公表の際には、午前・午後・夜間の区別は表示されないため、

医療情報不少下での公表の際には、干削・干後・夜间の区別は表示されないため 時間帯を問わず、時間帯1から順番に登録してください。

Q18 報告内容に誤りがあり、修正したい場合はどうしたらいいか?

- A18 報告状況が「確認完了済」になり、引き戻しできません。 「随時報告」ボタンから変更の報告を行ってください。
 - 【参考】G-MIS 操作マニュアル(定期報告) P41~ ※新規報告、随時報告の場合も操作手順は同じです。

Q19 調査項目の「入力」ボタンがクリックできない項目がある。

- A19 青地の「入力」ボタンは入力可能なボタンであり、グレー字の「入力」ボタンは 入力不可なボタンです。入力不可となっている調査項目については、入力不要です。
- Q20 随時報告の入力画面で、基本情報の項目しか表示されておらず、他の項目が入力 できない。
- A20 画面右上の「報告項目切替」ボタンをクリックし、全ての報告項目が表示された 入力画面に切り替えてください。

【参考】G-MIS 操作マニュアル(随時報告) P49~

Q21 診療を休止、廃止する場合はどうしたらいいか?

A21 管轄の保健所に休止届、廃止届を提出してください。保健所で休止日、廃止日を 入力します。